

家賃の減免及び徴収猶予制度について

1. 減免及び徴収猶予制度について

沖縄県では、県営住宅入居者の世帯収入が著しく低い場合や、失職や病気または災害等により家賃決定の際には予想しえなかった大きな支出を必要とするなどの理由により、家賃の支払いが困難と認められる場合には、決定家賃の減額またはその支払いの猶予を行う制度を設けています。

2. 減免及び徴収猶予の対象

次に掲げる場合において、入居者（同居者を含む。以下同じ）の収入月額が収入基準額以下の場合に対象となります。

- ① 入居者（同居者含む。以下同じ）が、死亡または失業等した場合
- ② 入居者が、3ヶ月以上の療養を要する疾病にかかった場合
- ③ 災害等により著しい損害を受けた場合（ただし、その災害原因が入居者の故意または重大な過失による場合を除く）
- ④ その他上記に準ずる特別の事情がある場合

※この制度において「収入月額」とは、世帯全員の合算収入から、所得税法上の所得控除を行い所得額を算出し、さらに公営住宅法の定める各種控除を行った額を12ヶ月で除した額をいいます。

※「収入基準額」とは、公営住宅法施行令で定められた最低収入区分の上限値額（104,000円）の1/2の額（52,000円）をいいます。

※この減免制度においては、課税所得のほか、非課税所得（遺族恩給及び年金、児童手当、児童扶養手当等）も収入に含みます。

※生活保護法による住宅扶助を受けている方は減免の対象外です。

※家賃の徴収猶予については、上記の減免事由に該当する方で、6ヶ月以内に家賃の支払い能力が回復すると認められる場合にその申請をすることができます。

3. 減免基準の内容

収入基準額に対する収入月額割合	現在家賃からの減額率
80%まで	15%
60%以上 80%未満	30%
40%以上 60%未満	45%
20%以上 40%未満	60%
20%未満	75%

※家賃の減免期間は1年以内です。なお、この減免期間は、申請により更新することができます。

4. 申請方法

県営住宅家賃等減免申請書または家賃等徴収猶予申請書のほか、下記のような現在の状況を確認できる書類を添えて提出してください。(減免事由により、必要な添付書類は異なります。必ず事前に住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課へお問い合わせください。)

- ① 住民票
- ② 収入状況を確認できる書類(所得証明書、源泉徴収票、年金証書、公的年金通知書、年金額改定通知書等)
- ③ 就労状況を確認できる書類(退職証明書、離職票、雇用証明書等)
- ④ 病気が原因の場合(医師の診断書、療養にかかった費用を証明する書類、障がい者手帳の写し等)
- ⑤ 被災が原因の場合(り災証明書)
- ⑥ 戸籍謄本(寡婦(寡夫)の場合)

※詳しい手続きの方法については、住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課まで直接お問い合わせください。